

## 静岡県告示第17号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和4年1月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行三島駅北支店の項所在地の欄中「駿東郡長泉町下土狩24番地の15」を「三島市中田町10番29号（三島支店内）」に改め、同表株式会社静岡銀行流通センター支店の項所在地の欄中「流通センター5番1号」を「沓谷6丁目17番地の5（沓谷支店内）」に改め、同表株式会社静岡銀行引佐支店の項所在地の欄中「引佐町金指1031番地の1」を「細江町気賀470番地の4（細江支店内）」に改める。

### 附 則

この告示は、次の各号に掲げる日から施行する。

- (1) 株式会社静岡銀行三島駅北支店に係る改正規定 令和4年1月31日
- (2) 株式会社静岡銀行流通センター支店に係る改正規定 令和4年1月17日
- (3) 株式会社静岡銀行引佐支店に係る改正規定 令和4年1月24日